十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第六十九条の二　法第九十五条第二項の農林水産省令で定める農地中間管理機構の機関は、当該農地中間管理機構の理事が組織する会議とする。

第七十条　法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構が規約及び土地改良事業の計画の概要を定めた場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域内に所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供される土地があるときは、直ちにその規約及び土地改良事業計画の概要を農業委員会に通知しなければならない。

第七十一条　法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合には、次に掲げる事項を規約で定めなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

第八十四条の二　法第百条第一項の農林水産省令で定める農地中間管理機構の機関は、第六十九条の二に規定する会議とする。

（農業委員会等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　農業委員会等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合） **第二条**　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） 五　当該市町村が同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。第九条第五号において同じ。）でない場合	（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合） **第二条**　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） 五　当該市町村が同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十一条の十一第一項に規定する同意市町村をいう。第九条第五号において同じ。）でない場合

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第九号の農林水産省令で定める行為） **第三十六条**　法第十五条の二第一項第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三十　（略）	（法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為） **第三十六条**　法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三十　（略）